

昭和三十三年政令第三百三号

調理師法施行令

内閣は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第七条の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（免許の申請）

第一条 調理師の免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、これを住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

（指定養成施設の内容変更）

第二条 調理師法（以下「法」という。）第三条第一号の規定による指定を受けた調理師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の設立者は、生徒の定員その他の厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（指定養成施設の入所及び卒業の届出）

第三条の三 指定養成施設の設立者は、毎年四月三十日までに前年の四月一日からその年の三月三十一日までの入所者の数及び卒業者の数を都道府県知事に届け出なければならない。

第一条の四 指定養成施設の設立者は、その指定養成施設の名称その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又はその指定養成施設を廃止したときは、厚生労働省令で定めることにより、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（指定試験機関の指定）

第二条 法第三条の二第二項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、法第三条の二第二項の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 厚生労働大臣は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、法第三条の二第二項の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者があること。

四 申請者の役員のうちに、法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者があること。

五 申請者の役員のうちに、法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

六 申請者の役員のうち、法第三条の二第二項の規定により指定を取り消されたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わせないこととしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

（委任都道府県知事による試験事務の実施等）

第七条 指定試験機関は、厚生労働省令で定める部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験事務の休廃止）

第八条 指定試験機関は、試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつたと認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

（委任都道府県知事による試験事務の実施等）

第九条 都道府県知事は、法第三条の二第二項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせないこととしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。

（委任都道府県知事による試験事務の実施等）

第十条 指定試験機関は、試験事務の実施に必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を

するときは、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。

（登録する事項）

第十二条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録事項）

第十三条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の承認を受けるなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

（試験事務規程）

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行つていいないと認められたときは、その旨を、関係委任都道府県知事に通知することができる。

（試験事務規程）

第十五条 指定試験機関は、試験事務を行つたときは、その旨を公示しなければならない。

（試験事務規程）

第十六条 指定試験機関は、試験事務を行つたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（試験事務規程）

第十七条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第十八条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第十九条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十一条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十二条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十三条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十四条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十五条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十六条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十七条 指定試験機関は、前項の規定により試験事務を行なうこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行なないこととしたときは、その旨を、厚生労働大臣に報告するとともに、公示しなければならない。

（登録する事項）

第二十八条 厚生労働大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に對し、報告を

（登録の消除）

第二十九条 指定試験機関は、前項の申請をするには、申請書に申請の原因

（名簿の訂正）

第三十条 指定試験機関は、前項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正

（登録の消除）

第三十一条 指定試験機関は、前項の申請をするには、申請書に申請の原因

（名簿の訂正）

第三十二条 指定試験機関は、前項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正

（登録の消除）

第三十三条 指定試験機関は、前項の申請をするには、申請書に申請の原因

（名簿の訂正）

第三十四条 指定試験機関は、前項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正

（登録の消除）

第三十五条 指定試験機関は、前項の申請をするには、申請書に申請の原因

（名簿の訂正）

第三十六条 指定試験機関は、前項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正

（登録の消除）

第三十七条 指定試験機関は、前項の申請をするには、申請書に申請の原因

（名簿の訂正）

第三十八条 指定試験機関は、前項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、名簿の訂正

（登録の消除）

第三十九条 指定試験機関は、前項の申請をするには、申請書に申請の原因

（名簿の訂正）

日以内に、名簿の登録の消除を申請しなければならない。

**第十三条** 調理師は、調理師免許証（以下「免許

証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、申請書に免許証を添え、これを免許を与えた都道府県知事に提出し

なければならぬ。  
（免許証の再交付）

**第十四条** 調理師は、免許証を破り、よし、又は失つたときは、免許証の再交付を申請するこ**とができる。**

2 前項の申請をするには、申請書を免許を与え  
た都道府県知事に提出しなければならない。

3 免許証を破り、又はよごした調理師が第一項の申請をする場合には、申請書にその免許証を

4 添えなければならない。  
調理師は、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、五日以内に、これ

を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

**第十五条** 調理師は、名簿の登録の消除を申請するときは、免許証と免許登録手続書類を提出する。

るときは、弁言書を弁言した都道府県知事に返納しなければならない。第十二条第二項の規定により名簿の消除を申請する者について

2 も、同様とする。  
調理師は、免許の取消処分を受けたときは、

五日以内に、免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。

**第十五条の二** 第二条から第三条まで及び第五条から第九条までの規定（第三条第二項及び第七

条第二項（第三号に係る部分に限る。）を除く。」は、届出受理事務及び指定届出受理機関について、一ヶ月一回、二つ場合のうち、一つの機関

ついで準用する。この場合はおいて次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

第一項 第二条 第三条の二 第二項 第五条の二 第二  
えるものとする。

三項	一項
項及び第二項	第二条第二項
第三条の二第二項	厚生労働大臣
項	都道府県知事

**附 則** (平成一九年三月二日政令第三九  
号)

この政令は、一般社団法人及び一般財團法人  
に関する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二七年三月三一日政令第一  
二八号) 抄

**第一条** この政令は、平成二十七年四月一日から  
施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第四条** 附則第二条第一項及び前条第一項に定め  
るもののはか、施行日前にこの政令による改正  
前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等  
の处分その他の行為（以下この項において「處  
分等の行為」という。）又はこの政令の施行の  
際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令  
の規定によりされている承認等の申請その他の  
行為（以下この項において「申請等の行為」と  
いう。）で、施行日においてこれらの行為に係  
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも  
のは、施行日以後におけるこの政令による改正  
後のそれぞれの政令の適用については、この政  
令による改正後のそれぞれの政令の相当規定に  
よりされた処分等の行為又は申請等の行為とみ  
なす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるも  
ののほか、施行日前にこの政令による改正前の  
それぞれの政令の規定により国又は都道府県の  
機関に対し報告、届出その他の手続をしなけれ  
ばならない事項で、施行日前にその手続がされ  
ていないものについては、これを、この政令に  
よる改正後のそれぞれの政令の相当規定により  
地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出  
その他の手続をしなければならない事項につい  
てその手続がされていないものとみなして、こ  
の政令による改正後のそれぞれの政令の規定を  
適用する。